

決裁年月日 -6.9.-3 -6.9.-3	決裁区分	市長・副市長・部長・課長	
	保存区分	永. 10. 5. 3. 1	
	フォルダー名	(R6) 広告掲載審査会(広告掲載事業)	
情報公開	公開・非公開の区分	公開・部分公開・非公開	
	非公開(一部非公開を含む。)とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第3号該当) 広告申込企業の押印及び担当者名などの記載があるため	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日	
文書発送	方法	郵便. 使 送 . 持 参	
	表示	普通. 書 留 . 速 達 . 親 展	
	発送先		
起案年月日		課 係 名	起 案 者
令和6年9月3日		秘書広聴課 広報・プロモーション G	関口 裕城(内線370)
(委員長) 副市長  主査・係長 (副委員長) 部長  グループ員 次 長  課 長  課長補佐   総務部長  福祉部長  健康スポーツ部長  市民経済部長  都市整備部長  教育部長  文書取扱主任  伺			
広報龍ヶ崎「りゅうほー」、市政情報モニター、本庁舎1階男子トイレ及びエレベーター壁面に広告を掲載する事業所の決定並びに広告掲載可否決定通知書について			
みだしのことについて、龍ヶ崎市広告掲載事業実施要綱第9条に基づき、別添資料のとおり、広告の掲載を決定し、事業所(申込者)に広告掲載の可否決定を通知してよろしいか。			
なお、今後、広告掲載時まで生ずる軽微な変更は、秘書広聴課長専決としてよろしいか。			
* 広告掲載については、要綱第10条の規定に基づき、龍ヶ崎市広告掲載審査会に諮り、掲載の可否を決定するものであるが、要綱第11条(持回り審査)の規定を適用させ、持回りによる審査で、審査会の審査に代えることとする。			